

介護保険の保険料と保険給付

平成 12 年、それまでは市町村の福祉としての位置づけ（無料サービス）であった介護事業に、専門家から提供されるサービスのレベルを介護対象者自身が選択できるようにするために保険の仕組みが採用されました。40 歳以上の人々から保険料を徴収し、介護を受ける人々はその費用の 9 割を保険から給付してもらうものです。

	第 1 号被保険者		第 2 号被保険者	
対象者	65 歳以上の者		40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者()	
保険給付の受給権	要介護者または要支援者に認定された者		左記のうち、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたものである者	
保険料	別表（高梁市の場合）		国民健康保険の被保険者	所得と世帯人数により、所得割、均等割等に按分
			社会保険等の被保険者	標準報酬月額 × 1000 分の 12.5 を事業主と折半
徴収者	市町村		医療保険者(国、組合)が医療保険料として徴収	
徴収方法	老齢基礎年金の月額が 15,000 円以上	年金から天引き	国民健康保険の被保険者	・健康保険料(税)と一緒に納付 ・世帯主が該当家族分を一括納付
	同 15,000 円未満	納付書にて納付	社会保険等の被保険者	・健康保険料に上乗せして徴収 ・家族分の負担なし

1 つ以上の企業で設立した組合の健康保険では、本人が 40 歳未満であっても、扶養家族または世帯員に 40 歳以上 65 歳未満の人がいる場合は、特定被保険者として保険料を納付します。

別表（高梁市の場合）

第一段階	・生活保護受給者および ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 × 0.5
第二段階	・本人および世帯全員が市民税非課税	基準額 × 0.75
第三段階	・本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）	基準額 × 1.0
第四段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	基準額 × 1.25
第五段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上	基準額 × 1.5

（ウラ面へつづく）

カルトクイズ 年 & 金

問題です。（解答・解説はウラ面）

老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を持っている者で、厚生年金の保険料を支払った期間が通算で ヶ月以上ある 65 歳未満の者は、生年月日と性別により、下記の年齢から特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる。

- ・ ~ 昭 28.4.1 生の男性 または 歳
 - ・ ~ 昭 33.4.1 生の女性
 - ・ 昭 28.4.2 ~ 昭 30.4.1 生の男性 または 歳
 - ・ 昭 33.4.2 ~ 昭 35.4.1 生の女性
- 以下、同様に 1 歳ずつ繰り上げされ、
- ・ ~ 昭 36.4.1 生の男性 または 歳
 - ・ ~ 昭 41.4.1 生の女性 64 歳

その後の生年月日の者は特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができない。また、所定の年齢に達した後で老齢基礎年金の受給資格を得た場合は、受給資格を得た時点での特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる。

ご存知ですか？ こんな制度

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が育児休業終了後、もとの職またはもとの職に相当する職（原職等）に復帰する旨の取り扱いを労働協約または就業規則に規定した上で、育児休業代替要員（派遣従業員でも可能）を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合の助成金です。

細かい条件は次の通りです。

1. 1 年以上継続して雇用保険の被保険者である
2. 育児休業期間が 3 ヶ月以上
3. 代替要員を確保した期間が 3 ヶ月以上
4. 育児休業終了後、雇用保険の被保険者として 6 ヶ月以上勤務

中小企業の場合は、受給できる額は次の通りです。

1. 1 人目 40 万円（条件付で 50 万円）
2. 1 人目が生じた翌日以降 3 年以内 15 万円（1 と合わせて 1 事業所に 1 年度あたり 20 人まで）

ちなみに、保険給付には次の種類があります。

種 類	対象者	主なサービス
介護給付	要介護状態の被保険者	居宅(在宅)介護、居宅介護福祉用具購入、居宅介護住宅改修、施設介護、高額介護など
予防給付	要介護状態となる恐れがある被保険者(要支援状態)	居宅(在宅)支援、居宅支援福祉用具購入、居宅支援住宅改修など 施設介護、高額介護に相当するサービスはない

要介護度は次のように分類されています。

要介護度	状 態 ・ 程 度
要支援	食事・排せつは概ね自立しているが、衣類着脱・歩行・居室清掃は生活管理機能の低下などにより、時々介助支援を必要とする。
要介護1	食事・排せつは概ね自立しているが、衣類着脱・歩行・居室清掃は一部介助支援を必要とする。
要介護2	食事・排せつ・衣類着脱・歩行・居室清掃は一部介助支援を必要とする。
要介護3	食事・衣類着脱・歩行・居室清掃は一部介助支援を必要とする。排せつには全面介助がある。
要介護4	食事・排せつ・衣類着脱・歩行・居室清掃のいずれにも全面的な介助を必要とする。尿意・便意が伝達されていない。
要介護5	寝返りをうつことができない寝たきり状態であり、意志の伝達が困難。食事・排せつ・衣類着脱・歩行・居室清掃のいずれにも全面的な介助を必要とする。

さて、要介護・要支援状態から回復するには厳しい訓練が必要です。「そんな訓練は必要ないから家に閉じこもっていたい人」にムリヤリ訓練を受けさせる必要があるのでしょうか？「生活費を稼ぐことはまだ無理でも身の回りのことはできるように回復した人」が、独り立ちすることに不安を抱えたまま施設から退所させることが適当でしょうか？食事を口まで運んでもらって寝たきりになるのがいいのか？泣きながら厳しい訓練をして自分で歩けるようになったほうがいいのか？これらの問いへの解は存在しないかもしれません。

しかし、介護保険のサービスが向かうべき方向は、公による弱者救済から専門家による社会復帰・社会参加への支援です。医療や年金にもいえることですが、財政が待たなしに問題視されています。本当に必要としている人が利用できない、利用しづらい制度となるか否かは、要介護・要支援状態の人々やそのご家族・ご親族だけでなく、専門家を含めて現状では自立している人々の心がけひとつではないでしょうか。

西川事務所のホームページ (<http://stop-click.com/>) の内容紹介 (抜粋)

▶ 就業規則の内容 ・基本事項 ・目次(一般例) ・モデル就業規則	▶ 助成金・給付金 ・個人向け ・教育・訓練 ・雇入れ ・経営改革 ・退職予定者支援 ・労務改善 ・育児介護	▶ 65歳現役社会 ・キーワード ・定年延長 ・雇用継続 ・大企業病 ・まとめ	▶ 定年前後の手続 ・手続きアレコレ ・退職前準備 ・健康保険 ・老齢年金 ・失業給付 ・税金	▶ 関連情報 ・法改正情報 ・書籍紹介 ・行政機関 ・お役立ちサイト ・事務所広報誌 ・自作資料	▶ 数値データ ・労働基準法等 ・労災保険 ・雇用保険 ・健康保険 ・厚生年金 ・国民年金
▶ 書類との関連 記入上の注意					

今すぐ使えるフリーソフト



アドビ
Adobe Reader Version 7.0.5

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

(PC以外に分類されるコンピュータでも閲覧できる)PDFファイルをPCで閲覧するソフトです。PDFファイルの編集はできません。Version 6.xの重さは解消されました。なお、PDFファイルにはコピー防止や印刷禁止などの設定ができるので、説明資料の形式に多く使用されています。



社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町183
TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565
URL <http://stop-click.com/>
e-Mail nishikawa@stop-click.com

カルトクイズ 年 & 金

解 答 ・ 解 説 (ご意見・ご質問を承ります)

:12、 :60、 :61、 :昭34.4.2、 :昭39.4.2
:~昭24.4.1生の男性 または ~昭29.4.1生の女性の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分に分かれていて、報酬比例部分は **60歳** から、定額部分は下記の年齢から受け取ることができます。

- ・ ~昭16.4.1生の男性 または ~昭21.4.1生の女性 60歳
- ・ 昭16.4.2~昭18.4.1生の男性 または 昭21.4.2~昭23.4.1生の女性 61歳
- ・ 昭18.4.2~昭20.4.1生の男性 または 昭23.4.2~昭25.4.1生の女性 62歳
- ・ 昭20.4.2~昭22.4.1生の男性 または 昭25.4.2~昭27.4.1生の女性 63歳
- ・ 昭22.4.2~昭24.4.1生の男性 または 昭27.4.2~昭29.4.1生の女性 64歳

その後の生年月日の方には定額部分は **ありません**。